

## ウズベキスタンの水資源管理への援助活動

齋藤 竜太

本報告では、報告者が現在研究関心を向けているウズベキスタン農村部における水資源問題に対して、複数の海外援助機関（以下、ドナー）が実施しているプロジェクトを分析することを通じて、ドナーの戦略・規範の間にある相違について考察を試みた。ドナーを含めた域外アクターの中央アジアへの関与については数多くの先行研究がこれまでに蓄積されてきた。本研究では農村という草の根の次元において、域外アクターの規範や戦略がどのように反映されたかを明らかにする、より実証的な研究を目指した。

旧ソ連崩壊後、程度の差や手法の違いこそあれ、中央アジアにおいて民主化や市場化を導入することが、ドナーが中央アジアに関与するにあたって課題となっていた。それは農村における水資源管理についても同様であり、かつて集団農場が担っていた農村内部での水配分、水インフラの整備は、国際的な参加型灌漑（Participatory Irrigation Management, PIM）の潮流を反映した組織である水利用者組合（Water User's Associations, WUAs）の導入によって、農民が主体となって行うものとされることとなった。しかし、様々なドナーがこの WUAs という枠組みを通じて、水資源管理改善を目指してそれぞれの地域で独自のプロジェクトを実施した結果、WUAs は多様な様態を見せることとなった。

本報告で研究対象地域として取り上げるウズベキスタンは、中央アジアの中でも民主化や市場化において比較的漸進的な手法を採用しており、「ウズベクモデル」と呼ばれるそれはしばしば欧米諸国との対立を招いている。農業問題においても、綿花モノカルチャーやそれをめぐる労働問題などは同国において政治的に敏感な問題となっており、規範をめぐる欧米との対立はこのような形で農村にも及んでいる。

国際協力における規範を扱った、国際関係学の分野からの研究としては、小川裕子の『国際開発協力の政治過程』（2011）を挙げることができる。また、小川氏は同書において、規範を受容した国家主体が、国際政治のゲームの中で自身の役割を自覚し、それに沿って行動する「国家の社会化（Socialization）」を援用している。

本研究では、水管理の民主化、住民参加を志向した枠組みである WUAs に対する各ドナ

一プロジェクトの比較を通じ、このウズベキスタンにおいて、「民主的」な水資源管理を志向した組織である WUAs を舞台として、独自の規範や戦略を持つドナーがプロジェクトを実施することによって、WUAs という規範がそれぞれのプロジェクトの中でどのように受肉されたかを明らかにすることを目指した。それによって、域外アクターの中央アジアへの関与について実証的な方法から考察を試みた。加えて、そのような規範が、実際には現地においてどのような定着を見せたかを明らかにすることをも、本報告は今後の展望として射程に入れている。

本報告で取り上げられたドナーは、①スイス開発庁（以下、SDC）、②世界銀行（世銀）、そして日本の③国際協力機構（JICA）である。

SDC は中央アジアで WUAs が編成された際、特にフェルガナ盆地において実施された「フェルガナ IWRM(Integrated Water Resource Management)」を通じて、その初期段階から現地組織と協力する形で関与している。資金面での関与から、末端農家へ配布された、WUAs の機能、編成についての説明書の作成に至るまで、深く関わっている。また、世銀は、その発展途上国における援助活動においては民営化、脱国営化に力点を置いていると評価されており、それは中央アジアの WUAs への援助活動においても例外ではない。そして、これらと参照・比較する事例として、JICA が実施したプロジェクトを、本報告は取り上げた。

本報告では、先述したような、PIM や WUAs といった、灌漑部門における民主化、脱集権化を志向する、広く援助主体間で共有される規範であっても、実際の援助プロジェクトにおいてはそれぞれのドナーの戦略に沿う形で受肉される、という推論が示された。SDC のプロジェクトでは住民参加型の組織による灌漑管理の民主化が前面に押し出されている。一方、世銀のプロジェクトにおいては、農業企業体の民主化、脱集権化、すなわち民間部門の強化に力点が置かれ、水配分を通じてそれを支援する、という形で WUAs は位置づけられた。それに対して、JICA のプロジェクトでは、規範の押し付けではなく、農民や WUAs の職員を交えて、WUAs の機能や問題点についての意見を交換し、それに対する解決策の提示を参加者の側から行うワークショップを通じて、援助側と被援助側、および、農民と WUAs 間の対話に重点を置いたアプローチを採用していた。

今回の報告では、小山氏がその著書の中で提示した方法論を参考としながら、①規範が生まれる②規範が各援助主体のプロジェクトに受肉される——までを扱ったが、そこから、③実際のフィールド（ここでは中央アジアの農村部で実際に編成された WUAs）ではどのような定着を見せているのか、が、今後の課題として残された。ここまでを分析することを通じて、例えば①中央アジア国家間水利調整委員会（ICWC）で交わされている水利組織をめぐる議論、②中央アジア各国で策定される水利政策（本報告の場合はウズベキスタン）、そして③実際に農村部で編成された WUAs 内部で行われている灌漑管理、水配分——の水利政

策が垂直軸でどの程度機能しているのか、またそれぞれの相違について明らかにすることができると思われる。

(筑波大学大学院)